

一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会 のご案内

 JF-CMCA



ごあいさつ



私ども日本中小企業診断士協会連合会は、令和6年10月1日より名称を変更し、新たなスタートを切りました（旧名称：中小企業診断協会）。

当連合会は、国家資格である中小企業診断士の全国組織団体として、昭和29年に設立され、中小企業診断士の資質向上を図り、中小企業の経営診断・助言に関する情報提供、調査研究を行うとともに、内外の中小企業関係機関との交流を積極的に深めています。現在、全国47都道府県中小企業診断士協会には約14,000名の中小企業診断士が会員として所属しています。

平成11年の中小企業基本法改正、平成12年の中小企業支援法の制定に伴い、中小企業診断士は民間で活躍する経営コンサルタントとして位置づけられました。現在の中小企業診断士の業務内容は、中小企業の経営革新、創業支援をはじめ、中小企業再生や中小企業金融の円滑化等へと広がりを見せ、幅広い活動に対応できる専門的知識や能力の活用が社会的に期待されています。平成18年4月には中小企業への診断実務重視を内容とする中小企業診断士制度の改正が行われ、これを受けて当連合会としても、中小企業診断実務の創出に取り組んでおります。

私どもは、中小企業診断士の活躍を支える士業の連合会として、引き続きさまざまな活動に取り組んでまいります。

今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会

会長 松枝憲司

一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル
TEL:03-3563-0851 FAX:03-3567-5927
<https://www.jf-cmca.jp/>



設立	昭和29年10月30日
会長	松枝憲司
副会長	石川君雄 西里喜明 森川雅章
専務理事	佐野俊 他 理事15名、監事2名
事業規模	1,285百万円(令和6年度予算収入)
会員	47団体(令和6年4月1日現在)

**一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会は、
中小企業の経営を支援する専門家集団として、
コンサルティングを行っているわが国唯一の全国組織です。**

目 的

会員及び中小企業診断士相互の連携を緊密にし、中小企業診断士の資質の向上に努めるとともに、中小企業者がその経営資源に関し適切な経営の診断及び経営に関する助言を受ける機会の拡大を図り、もって中小企業の振興と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

設 立

昭和29（1954）年、中小企業庁の指導のもとに設立され、その後、中小企業支援法に基づき、中小企業診断士の試験及び理論政策更新研修等を実施する機関として、経済産業大臣の指定または登録を受けています。

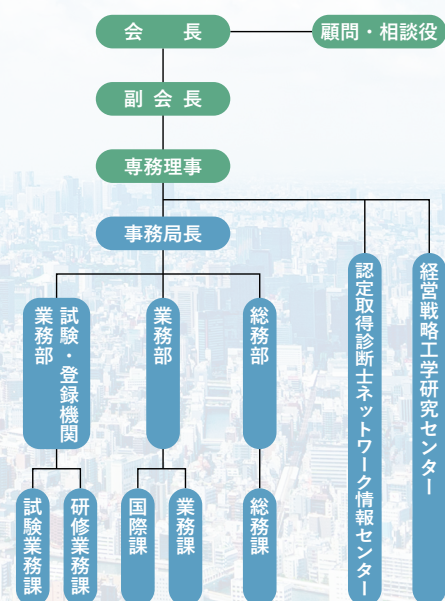
組 織

東京都中央区に本部を置き、全国47都道府県中小企業診断士協会を会員として擁する、わが国唯一の全国組織のビジネスコンサルタント団体です。

中小企業診断士

中小企業診断士とは、中小企業支援法に基づき、経済産業大臣が認定し登録する国家資格です。
中小企業診断士は、経営診断の専門家として高く評価され、公的支援事業への協力者として、また、民間の経営コンサルタントとして、幅広く活動しております。

連合会組織図



都道府県協会一覧



事業のご案内

経営支援協力事業

さまざまなカタチで中小企業経営を支援します。

■中小企業支援機関が実施する事業への協力

47都道府県中小企業診断士協会に所属する中小企業診断士は、国、都道府県、都道府県等中小企業支援センター、(独)中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の中小企業支援機関に経営支援の専門家として登録され、支援企業へ経営課題解決のために派遣されるほか、窓口等で経営相談の相談員を務めるなどして協力しています。

■リレーションシップバンキングへの協力

取引先中小企業の経営改善に取り組む地域金融機関と連携して、

経営診断・助言、経営相談や情報提供等により、地域中小企業の活性化に協力しています。

■その他

中小企業診断士の活動範囲は、農・林業経営や医療福祉分野等、広範囲に及びます。当連合会では、当該分野に関連する行政機関や金融機関等と連携を図りながら、47都道府県中小企業診断士協会に所属する中小企業診断士の経営支援活動を積極的にサポートしています。

調査・研究事業（経営戦略工学研究センター）

中小企業経営に関わる多彩な分野の調査研究に取り組んでいます。

■調査研究の成果をコンサルティングに反映

当連合会のシンクタンクとして機能しているのが、経営戦略工学研究センター（略称：マスターセンター）です。ここでは、国の各機関や外部からの委託により、多様化するコンサルティングニーズに対応するためのさまざまな調査研究を行っています。

■地域に密着した課題での都道府県協会による調査・研究事業の実施

中小企業診断士の資質向上と知識の共有化を図るため、各都道府県協会において調査・研究事業を実施しています。

■会員グループによる実践的診断・支援方法を探求する調査・研究事業の実施

中小企業診断士の知識の高度化・共有化を図るため、会員グループにおいて調査・研究事業を実施しています。

- 買い物弱者支援に関する調査研究～社会課題解決に向けて中小企業診断士が果たすべき役割～
- 地方温泉観光地の再生に関する調査・研究～再生主体による分類と成功要因～

- 企業内診断士の実態調査
- 中小企業のSDGs経営推進マニュアルに関する調査研究
- 農業経営診断実務マニュアル
- 知的資産経営支援マニュアル

中小企業診断士キャリア情報提供事業（ビジネスクリニック）

それぞれの経営課題に応える会員中小企業診断士をご紹介します。

■中小企業診断士キャリア情報提供事業（ビジネスクリニック）とは？

当連合会では、会員中小企業診断士の得意分野や専門業種、コンサルティング実績や講演、原稿執筆等の詳細なキャリア情報をデータベース化しています。

このデータベースを活用して、全国の中小企業支援機関や企業経営者の皆様からのコンサルティングや教育・研修のご依頼、各種調査、講演、原稿執筆等のご依頼に対して、的確にお応えできる全国の会員中小企業診断士のキャリア情報の提供やご紹介を行っています。

*キャリア情報のご提供や会員中小企業診断士のご紹介は無料ですが、中小企業診断士に実際に業務を依頼する場合はコンサルティングフィーが必要です。

*さらに中小企業診断士についての情報をお知りになりたい場合は、お近くの都道府県協会にご連絡ください。

*キャリア情報のデータベースに登録している者は中小企業支援法に基づき、経済産業大臣登録の中小企業診断士であるとともに、都道府県協会に所属し定められた倫理規程を遵守した支援活動を行っています。

能力開発事業

中小企業診断士のさらなる資質向上と
知識の共有化を目指しています。

■中小企業経営診断シンポジウムの開催

中小企業経営診断シンポジウムは、中小企業の健全な発展のために、高度な経営方法、経営診断技法等について深く研究し、広く経営診断体制の強化を図ることを目的に、統一テーマによる中小企業診断士の研究論文発表を行っています。



出版事業

経営戦略の立案・経営診断に役立つ
情報を発信しています。

会報誌「企業診断ニュース」や「企業診断ニュース」別冊を発行しています。

国際協力事業

世界各国で、中小企業診断士が活躍しています。

経済産業省・中小企業庁をはじめ、各海外協力機関が行う海外支援事業に協力するために、中小企業診断士を海外に派遣し、諸外国の中小企業振興等にご貢献しています。

中小企業診断士の業務とは？

中小企業診断士の業務は、中小企業支援法で「経営の診断及び経営に関する助言」とされています。「現状分析をふまえた企業の成長戦略のアドバイス」が主な業務ですが、その知識と能力を活かし、講演等で幅広く活躍しています。

中小企業診断士の役割とは？

中小企業診断士は、企業の成長戦略の策定について専門的知識をもってアドバイスをします。また、策定した成長戦略を実行するにあたって具体的な経営計画を立て、実績やその後の経営環境の変化をふまえた支援を行います。このため、中小企業診断士は専門的知識の活用とともに、企業と行政、中小企業支援機関や金融機関とのパイプ役、中小企業への施策の適切な活用支援まで、幅広い活動に対応できる知識や能力が求められています。

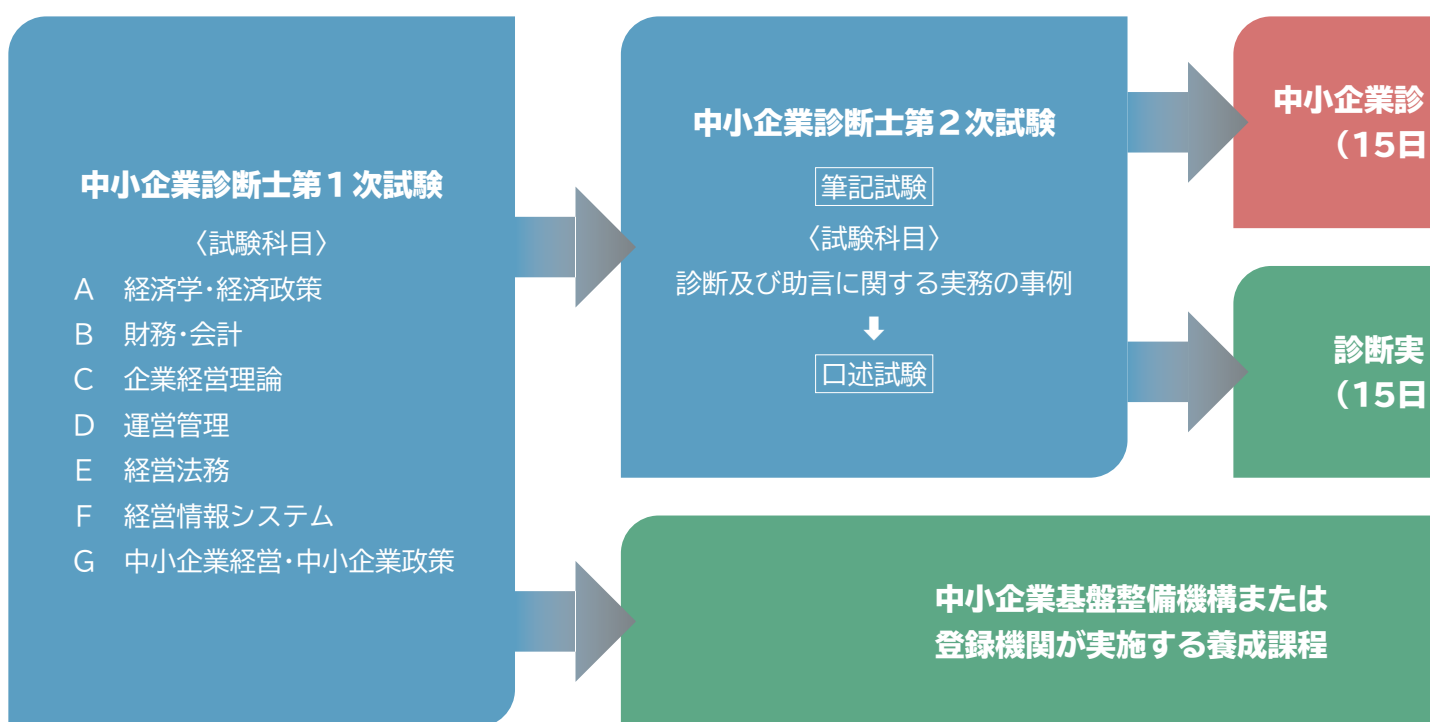
Answer!

企業経営の答えが、ここにあります。

経営のコンサルティングなら中小企業診断士にお任せください。企業の成長戦略を策定し、適切なアドバイスを行うスペシャリストとして、企業と行政・金融機関等をつなぐパイプ役となり、中小企業施策の活用を支援するなど、幅広い活動に対応。その専門的知識と能力を活かして、中小企業経営を頼もしくサポートします。

中小企業診断士制度について

中小企業診断士試験から登録まで



中小企業診断士試験

中小企業診断士試験は、中小企業支援法第12条に基づく国家試験です。当連合会は、中小企業支援法に基づき経済産業大臣指定試験機関として、第1次試験・第2次試験を行っています。

中小企業診断士 第1次試験

中小企業診断士になるのに必要な学識を有しているかどうかを判定することを目的として、企業経営に関する7科目について、筆記試験（多肢選択式）を行います。

中小企業診断士 第2次試験

中小企業診断士になるのに必要な応用能力を有しているかどうかを判定することを目的として、診断及び助言に関する能力について、筆記試験及び口述試験を行います。

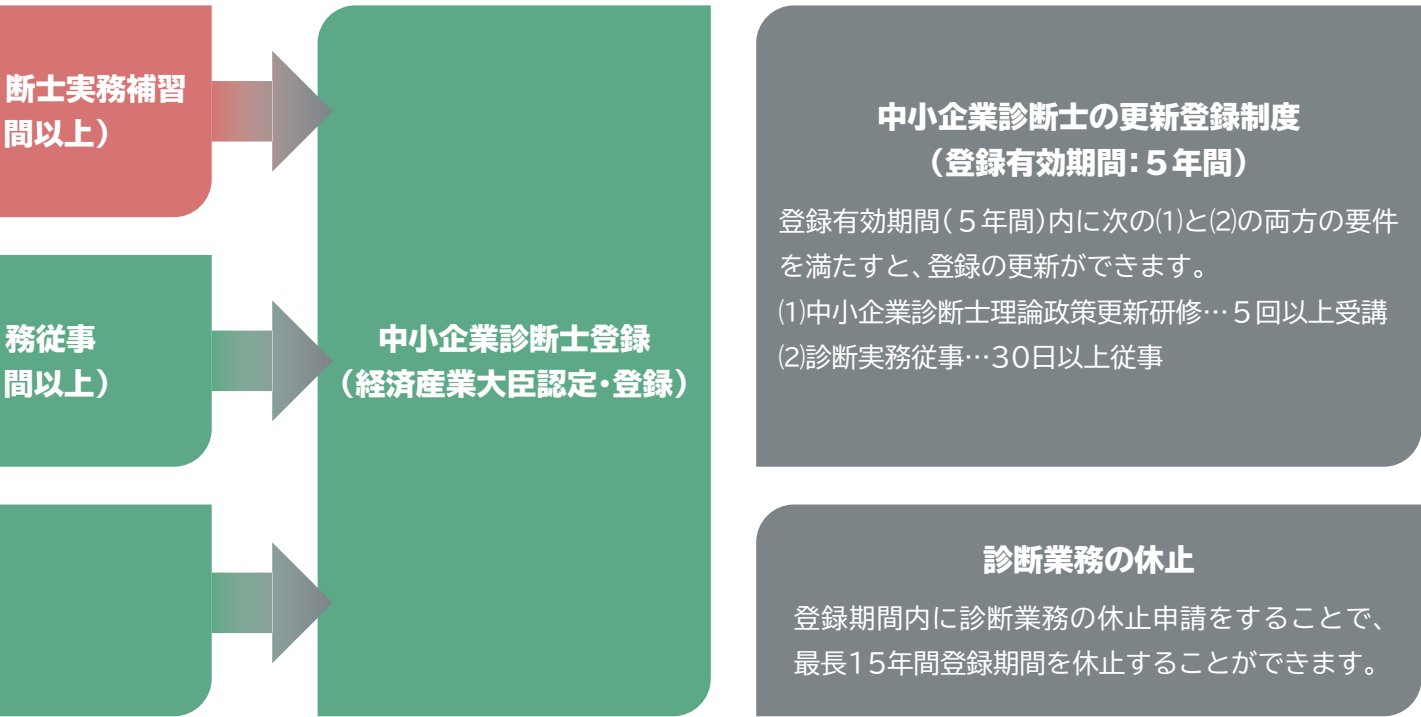
中小企業診断士実務補習

中小企業診断士実務補習は、中小企業診断士試験合格者を対象に、15日間の実習方式で実施します。この実務補習は、1グループを受講者6名以内で編成し、指導員の指導のもと、実際に企業に対して経営診断・助言を行います。具体的には、現場診断・調査、資料分析、診断報告書の作成、報告会を行います。当連合会は、「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」に基づき、経済産業大臣の登録実務補習機関として、中小企業診断士実務補習を実施しています。

中小企業診断士は、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家です。法律上の国家資格として、「中小企業支援法」第11条に基づき、経済産業大臣が登録します。

中小企業診断士制度は、中小企業者が適切な経営の診断及び経営に関する助言を受けるにあたり、経営の診断及び経営に関する助言を行う者の選定を容易にするため、経済産業大臣が一定のレベル以上の能力を持った者を登録するための制度です。

中小企業基本法では、中小企業者が経営資源を確保するための業務に従事する者（公的支援事業に限らず、民間で活躍する経営コンサルタント）として位置づけられています。



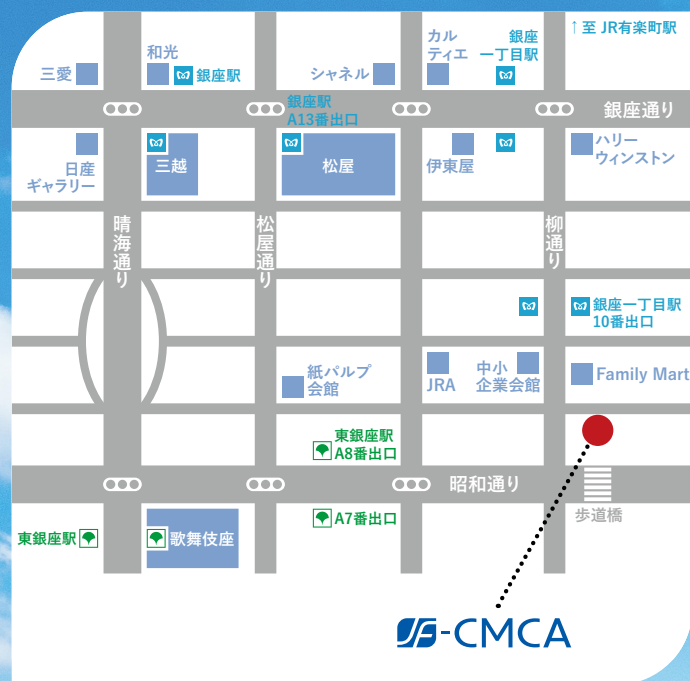
中小企業診断士理論政策更新研修・論文審査

中小企業診断士理論政策更新研修・論文審査は、中小企業診断士を対象に、新たな知識の補充を目的に実施します。当連合会は、「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」に基づき、経済産業大臣の登録研修機関として、中小企業診断士理論政策更新研修・論文審査を実施しています。

理論政策更新研修	理論政策更新研修[講義及び演習(事例研究によるものを含む)の4時間の研修]は、新しい中小企業政策、最近の診断に関する理論及びその応用についてのテーマによる研修で、中小企業診断士は登録有効期間(5年間)内に5回受講する必要があります。
論文審査	理論政策更新研修の内容に基づき、論文審査を実施します。この論文審査に合格することで、理論政策更新研修を1回受講したことになります。

診断実務従事

中小企業診断士は、登録有効期間(5年間)内に、左記中小企業診断士理論政策更新研修を5回以上受講するとともに、診断実務に30日以上従事することが必要です。当連合会では、中小企業が経営診断を受ける機会を確保したり、中小企業診断士にその機会を提供する診断実務従事事業も実施しています。



一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル

TEL:03-3563-0851 FAX:03-3567-5927

<https://www.jf-cmca.jp/>

